

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）修正案

第2部 災害予防・減災対策

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

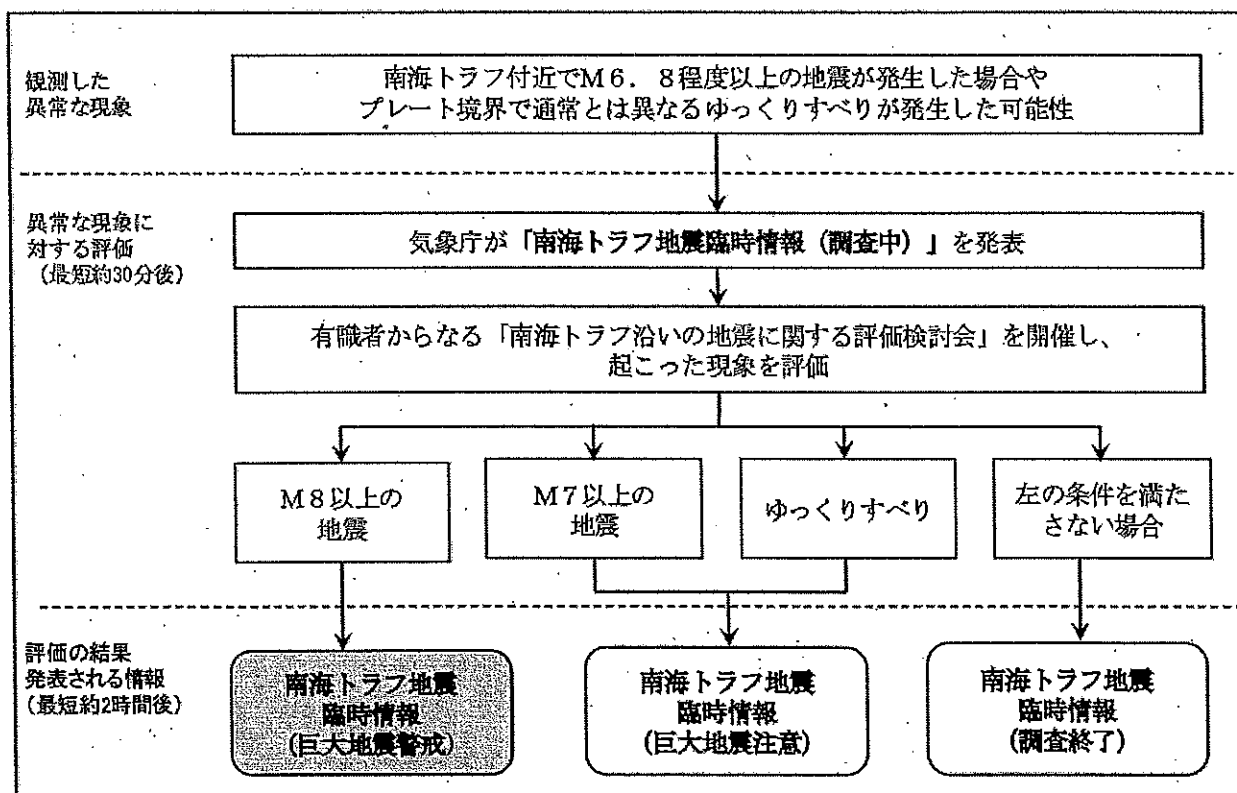
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

（予防 21）

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。

南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべてが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・南海トラフ地震臨時情報の運用が始まったばかりで、県内の市町や関係機関等における、臨時情報発表時の対応にばらつきがある。



【この計画がめざす状態】
・臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応が済んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 県の体制整備(「南海トラフ地震準備体制」) (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (3) 県有施設等の点検 (4) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認
	県民	(1) 県民への広報
市町	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」を取るものとする。

各部局、地方災害対策部における配備人員は、現在の「東海地震準備体制」に準じた人数を配備するものとし、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制を取るものとする。

なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」を取らず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。

(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」は、県から次の組織に配信するとともに、連絡体制を確保する。

ア 市町関係

全市町、全消防本部

イ 防災関係機関

陸上自衛隊（第33普通科連隊、航空学校）、海上保安庁（四日市・鳥羽・尾鷲海上保安部）

(3) 緊急部長会議の開催等

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。

参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長

内 容：津地方気象台からの状況説明

県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認

知事指示事項

県民への呼びかけ 等

報 道：公開とする。

2 県民への広報

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、三重県に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることをふまえ、県民へ呼びかけ等を行い、最大限の減災を図るものとする。

また、各市町には、それぞれの地域の災害特性に応じ、国・県の広報以外の項目も積極的に住民に広報するよう要請する。

3 県有施設等の点検

各部局は県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行うものとする。

また、県有施設以外の各部局の関連施設の点検についても、施設管理者に対し、周知する。

4 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

各部局は、本計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。また合わせて、三重県広域受援計画の発動を想定し、受援体制を整えておくものとする。

■市町が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、市町は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとする。

【市町地域防災計画記載検討項目】

1 情報収集・連絡体制の整備

【担当課】

・災害対策課、広聴広報課、総務課


【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する 災害応急対策（予防22）

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。</p>		<p>【この計画がめざす状態】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間の警戒措置、当該措置後1週間の注意措置等をとれる体制が整っている。</p>
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県		(1) 市町等への情報伝達 (2) ホームページ等での情報提供 (3) 報道機関を通じた情報提供等 (4) 地域住民等の避難行動等 (5) 消防機関等の活動 (6) 社会秩序維持活動等 (7) 道路交通に関する対策 (8) 滞留旅客等に対する措置 (9) 不特定多数の者が出入りする施設 (10) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 (11) 公共土木施設等の対策 (12) 工事中の建築物等に対する措置
	市町	(1) 市町域を越える広域避難の調整
	県民	(1) 県民への広報
市町		(1) 地域住民等の避難行動等 (2) 市町域を越える広域避難の実施 (3) 道路交通に対する対策 (4) 滞留旅客等に対する措置 (5) 市町が管理等を行う施設等に関する対策
	住民等	(1) 住民等への情報伝達

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に応じた対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

(1) 市町等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

(2) ホームページ等での情報提供

「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスやSNSにより情報を伝達する。

(3) 報道機関を通じた情報提供等

報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。

2 県民への広報

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、三重県に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることをふまえ、県民へ呼び掛け等を行い、最大限の減災を図るものとする。

また、各市町には、それぞれの地域の災害特性に応じ、国・県の広報以外の項目も積極的に住民に広報するよう要請する。

3 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難行動等と呼びかける。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨と呼びかける。

(2) 市町域を越える広域避難の調整

各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難と呼びかける。

4 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、県は市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

5 社会秩序維持活動等

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

前項に関する最新の情報を、報道機関の協力を得ながら、様々な手段で広報する。

6 交通対策

(1) 道路交通に関する対策

ア 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

(2) 滞留旅客等に対する措置

ア 県においては、市町等の対策の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

7 県が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 消防用設備の点検、整備

⑥ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑥における実施体制（⑥においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ③ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- ④ 県立高校等にあつては、次に掲げる事項
 - a 生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置
- ⑤ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のイに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等に協力するものとする。

(3) 公共土木施設等の対策

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を行うものとする。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

■市町が実施する対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

(1) 住民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市町は、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。

2 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難勧告等を実施する。

安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の開設及び運営

第3部第4章第1節「5 避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行う。

(3) 市町域を越える広域避難の実施

各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要がある場合、県、市町が調整し、広域避難を実施する。

3 交通対策

(1) 道路交通に対する対策

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

(2) 滞留旅客等に対する措置

ア 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

4 市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「7県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

<消防機関を対象とした対策>

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導

ウ 津波及び浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「三重県水防計画」等に準じ、必要な措置を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等
- (2) 避難対策等
- (3) 消防機関の対応等
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン企業の対策>

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。(ライフライン企業)

<報道機関の実施する対策>

緊急的な放送体制の整備を図る。

<金融機関の実施する対策>

日本銀行が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

<交通に関する対策>

1 道路

- (1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

2 海上

- (1) 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。(名古屋海上保安部、港湾管理者)
津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。(港湾管理者)

3 鉄道

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとする。(鉄道事業者)
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行うものとする。(鉄道事業者)

4 滞留旅客等に対する措置

- (1) 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとする。(一般旅客運送事業者)

【担当課】

- ・消防・保安課、防災企画・地域支援課、災害対策課、広聴広報課、防災対策総務課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、河川課、施設災害対策課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、水産基盤整備課、警備第二課

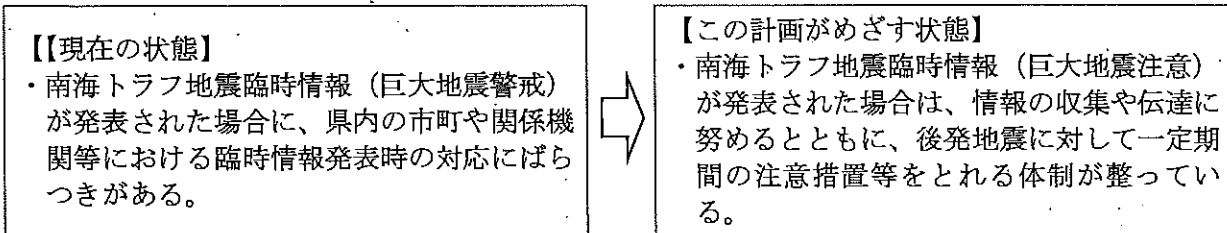
【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
社会基盤対策部隊（施設整備課）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する 災害応急対策（附23）

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県		(1) 県民への周知等 (2) 県が管理等を行う施設等に関する対策
市町		(1) 住民への周知等 (2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策
ライフライン企業等の関係機関		(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民への周知等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかけます。

2 県が管理等を行う施設等に関する対策

- (1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

■市町が実施する対策

1 住民への周知等

「県が実施する政策」「1 県民への周知」に準じた対策等を行う。

2 市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「2 県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 住民への周知等
- (2) 市町が管理等を行う施設等に関する施策

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン企業等の関係機関の対策＞

- 1 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

【担当課】

・災害対策課、広聴広報課、総務課

【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

(別紙)

三重県から住民や企業等への呼びかけについて

県民等に対して、各種伝達手段（報道機関、県ホームページ、SNSなど）を活用して下記の通り呼びかける。

1 住民への防災対応

「臨時情報（巨大地震警戒）」または「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促す。

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間※1地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。

例) 避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持出品（備蓄物資の確保）の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、危険なところにできるだけ近づかない など

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、(1)に加え次の防災対応をとること。

（注）臨時情報（巨大地震注意）の発表の場合、個々の必要に応じて避難を自主的に実施。）

①土砂災害に対する防災対応

・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

2 企業等への防災対応

臨時情報（巨大地震警戒）または臨時情報（巨大地震注意）が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から企業等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかける。

なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望ましい。

(1) 日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

例) 安否確認手段や機器固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の確認 など

(2) 個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。

例) ライフライン確保に向けた対応（燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む）、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ など

- (3) そのほか、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討すること。企業のBCP（事業継続計画）の作成や再確認を行うこと。

※1 「一定期間」の目途

- ・臨時情報（巨大地震警戒）発表の場合：発表から2週間
- ・臨時情報（巨大地震注意）（M7以上の場合）発表の場合：発表から1週間
- ・臨時情報（巨大地震注意）（ゆっくりすべり）発表の場合：発表からすべりが収まったと評価されるまで

3 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ

事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかける。

また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかける。

同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかける。

そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先として、1週間の休業・休校等を含めた防災対応が図られるよう呼びかける。